

中国改革開放 40 年の達成と 今後の課題について

苑 志佳

【要旨】

2018 年は中国にとって大きな節目となる年である。40 年前の 1978 年、鄧小平のリーダーシップの下で改革開放政策が始まった。これにより中国経済は大きな飛躍を遂げることができた。この節目を迎えるに当たり、改革開放とはどんな政策的決断であったのか、その背景に至る経緯は、どのようなものであったか。結果的には改革開放の実施によって中国経済はどう変化を遂げたのか。また、今後、中国が直面する課題は何か。中国が今後も持続的な発展を維持できるかどうかを考えると、これらは避けて通れない論点である。本稿では、過去の 40 年間の改革開放を経た中国経済に照準を合わせ、上記の諸論点を展開して分析する¹。

【キーワード】 改革開放、中国経済

はじめに

中国が改革開放に着手してから 40 年の歳月が過ぎた。この 40 年間の中国の変化には目を見張るものが沢山ある。当時の全国人口の 3 割に当たる 2 億 5,000 万

¹ 本稿は、下記の拙稿を大幅に加筆修正したものである。苑志佳 (2018) 「改革開放期 40 年にわたる中国経済の変貌——何が変わり、何が変わらないのか——」ユーラシア研究所『ロシア・ユーラシア経済』No. 1026

の貧困人口を抱え、一人当たり所得が 300 米ドル未満の最貧国から、一人当たり GDP が 8,000 米ドル超、世界 2 番目の経済規模、多数の工業製品（例えば、鉄鋼、自動車、セメント、携帯電話など）の世界最大の生産量と世界最多の外貨準備高を保有する上位中所得国へと、中国は劇的な変貌を遂げたのである。2018 年は、中国の改革開放の 40 周年になると同時に、中国経済にとって、今後を占う節目の年、新たなスタート年ともなる。つまり、2018 年は、第 2 期習近平政権の開始年であり、2019 年は中国建国 70 年、2020 年は全面的小康社会の実現年、2021 年は中国共産党結党 100 周年と続き、2022 年が第 2 期習近平体制の最終年となる。2017 年 10 月開催の中国共産党第 19 回全国代表大会で、新時代に入った中国の特色ある社会主義建設の道が打ち出された（江原，2017）。

振り返ってみると、上記のような中国の変貌をもたらした改革開放とは何であったのか。また、今後、中国が直面する課題は何か。中国が今後も持続的な発展を維持できるかどうかを考えるとき、これは避けて通れない論点である。本稿では、過去の 40 年間の改革開放を経た中国経済に照準を合わせ、1) 改革開放が開始した背景、要因および過程を回顧する；2) 過去の 40 年間に「何が変わったか」という点を数字上の変化で捉えると同時に非数字上の変化でも論じる；したがって、3) 過去の 40 年間に「何が変わらないか」も分析する。4) 中国経済または、その体制移行の行方および課題についても筆者なりに論じてみる。

1 改革開放の発生背景と過程

本節では、中国の変貌をもたらした改革開放の発生背景および過程について説明する。一言で言うと、改革開放を開始させた最大の背景は、経済の停滞であった。滕 (2016) がこの経済の停滞について、「絶対的停滞」と「相対的停滞」の含意があると指摘している。滕 (2016) が下記のように説明している。まず、絶対的停滞について述べると、計画経済時代の中国は急進的開発政策と熱狂的な大衆政治運動に翻弄され、何度も深刻な危機に陥り、経済発展が停滞した。1 人当たりの実質 GDP は、社会主義計画経済体制が確立した 1957 年の 165 元から文化大革命が終結した 1976 年の 284 元へと 20 年間で 1.7 倍しか上昇せず、その成長

率は3%にとどまった。経済発展が停滞する中、国民生活は困窮していた。例えば、1978年における100人当たりの耐久消費財保有率を見ると、国民的な交通手段である自転車がわずか7.7台であった(中国国家统计局, 1984)。ほかに、ラジオは7.8台、テレビに至っては0.3台しかなかった。また、世界銀行によると、1981年時点における中国の最貧困層(1日1.25USドル、2005年購買力平価)は8億3510万人で、これは当時の中国人口の8割を超えた。次に、相対的停滞について見ると、1970年代末の中国経済は、日本や欧米の先進諸国にはもちろん、アジアNIEs(韓国、台湾、香港、シンガポール)、ASEAN4(タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア)の諸国・地域に比べても著しく立ち遅れていた。戦後、日本を始めとしたアジア各国、特にNIEsとASEAN4は、輸出指向型工業化に成功して急速な経済発展と所得水準の向上を遂げた。それに対して、1980年における中国の1人当たりのGDPは、ブータン並みの水準にあり、決して「社会主義の優越性」を持たないと決めつけられた香港とは実に18.4倍もの格差があった。このように、1970年代末頃の中国経済は時間軸で見ても空間軸で見ても著しく立ち遅れた。経済停滞によりもたらされた国民生活の困窮と発展の立ち遅れは、1978年の改革開放への政策転換の最大の理由になった(滕, 2016, 170~171頁)。

1976年、これまで最高指導者の毛沢東の逝去とともに文化大革命が収束し、政治を支配していた極左政治家が追放された結果、鄧小平を中心とした改革開放の指導体制が樹立され、中国は新たな時代に歩を進めることになった。このように、毛沢東の逝去と鄧小平の復権という政治指導者の交代は体制移行のための強力なリーダーを準備したのである。鄧小平の「白猫黒猫論」²が経済を発展させるためには体制(経済体制に限るとはいえ)を問わないと解釈すれば、1978年の改革開放への政策転換は、ただ目下の経済過熱と混乱を收拾するための一時的な調整ではなく、体制移行という壮大なドラマの幕開けと言えるのである。この「鄧小平改革」について、岩崎・黄(2015)および天児(2013)は、下記のようにまとめて

² 中国の南西地域の四川省出身の鄧小平は、出身地四川省の諺「白猫であれ黒猫であれ、鼠を捕れるのが良い猫だ」を引用したことによって自らの現実的な改革方針を明らかにした。後に、これは、「ネコ論」と呼ばれるようになった。

いる。

鄧小平が率いる改革の下で、最初に取り組んだのは、農業と軽工業生産の拡大に向けて「請負制」を導入したことである。農村部で従来の「人民公社」下の集団生産を廃し、「農業生産責任制」を導入して農民個人に農地や生産工具などをあてがい、農業生産の自主権を与えた。また、都市部では、国营工場に「工場長責任制」を導入し、工場の責任者に生産、販売、試作、資金使用、人事配置、幹部の任免、労働者の賞罰など多くの自主権を与えただけでなく、利益の内部留保も認めた。これらの新しい制度の導入によって、個人の生産意欲がアップし、生産効率性が著しく高まった。こうした農工業の制度改革で成功を取めると、政府は中央財政と地方財政の分離、対外貿易システムの改革、価格体系の改正と市場メカニズムの導入など税制、金融の面の改革にも取り組んだ。

いうまでもなく、この時期にスタートとした対外開放が、その後の経済成長に大きく貢献している。豊富な労働力を活かして労働集約型産業の発展に重点をおき、「両頭在外」（資金と市場を海外に求めるという中国語の表現）の加工貿易を積極的に発展させて、輸出で得た外貨を国内の重工業やインフラ建設に回すことが、鄧小平を中心にした中国政府の当時の戦略意図であった。それを実現するために、1980年、広東省の深圳、珠海、汕頭と福建省の厦門の4つ地域に別の制度が適用される「経済特区」を創設した。その後、1984年には大連、青島、天津など14都市を「開放都市」に、また1985年には長江デルタ、珠江デルタ、福建省の閩南デルタ地域を「開放区」に、1988年には海南省を広東省から分離した上で全島を「経済特区」に指定したのである。これら開放都市や経済特区では外資企業の進出が認められ、一部の優遇政策も与えられた。これらの開放政策によって、外資企業の対中投資が本格化することになった。

1980年代、対中投資の中で中心的な役割を担ったのは、香港企業などの華僑系資本であった。1979年から1990年までの対中直接投資案件は約3万件、契約金額が400億ドル超であり、そのうち、香港企業（マカオを含む）による投資は約2.3万件（78.1%）で、契約金額も250億ドル（62.1%）に達している。そうした香港企業の多くは労働集約型の中小企業であり、それら企業は深圳や東莞など地理的に近い広東省に拠点を構えて、繊維、時計や通信機器、玩具や靴・傘、電子

部品などの加工生産を行って完成品を香港経由でアメリカなど第3国へ輸出する、いわゆる「三来一補」の加工貿易を展開していた。また、香港系企業に加えて海外の委託を受けて加工生産を行う郷鎮企業も華南や華東の各省で多く出現している。そうした加工貿易は1980年代後半から急速に成長し、1990年までに中国約620億ドルの輸出額のうち4割以上を占めるようになった。1978年～1990年の間、中国の輸出は年平均16.7%で伸長し、GDPの成長率(14.2%)を上回っている。このように、1980年代から1990年代初頭の中国経済の成長は、香港企業や郷鎮企業による加工貿易に依存していたのである³。

しかし、改革開放政策は、同時に中国社会に大きな矛盾を生み出した。農村部と都市部、沿岸部と内陸部における経済格差が拡大し、官僚の汚職や腐敗が一層深刻なものになった。インフレや失業も目立つようになり、国民の不満は高まっていった。1989年には天安門事件が発生し、改革開放は一時中断することになる。したがって、世界はこの事件への中国当局の介入方式を強く非難し、先進7か国は歩調をあわせて世界銀行による融資の停止、日本の対中ODAの停止などの経済制裁を行った。さらに国内からは貧富の格差拡大に批判的な社会主義保守派の圧力も強く、中国経済は低迷し改革開放は苦境にたたされることとなった。1992年初頭、最高指導者の鄧小平は、上海、深圳、珠海など南方の開放区を視察し、「改革開放を加速せよ」と最後の檄を飛ばした。これは、いわゆる「南巡講話」である。とくに地方の都市がこの呼びかけに積極的にこたえた。鄧小平は講話のなかで、「資本主義にも計画があるように社会主義にも市場があってよい。計画も市場も経済発展の手段にすぎない」、「姓が社会主義か、姓が資本主義かの論争(姓社姓資論争)をしてはならない」といった明確な脱イデオロギーを主張した(天児, 2013)。

したがって、1992年の10月には、中国共産党第14期大会が開催され、ここで社会主義市場経済体制の構築が中国の体制改革の目標として提起された。1993年11月の中国共産党14期3中全会では、「社会主義市場経済体制の構築における若干の問題に関する決定」が採択された。同「決定」では、社会主義市場経済

³ この記述は、岩崎・黄, 2015, 5～8頁の内容を引用したものである。

体制を社会主義の基本制度の 1 つとして位置づけている。その上で、新しい体制では、①財政・金融政策に基づいてマクロ・コントロールの確立、②株式会社制をはじめとする現代的な企業制度の確立、③全国统一国内市場の形成、を目指すとしている。社会主義市場経済という目標モデルは、計画経済の呪縛から脱却しようとする中国の指導者の意思を表すものであった。上記の改革開放の方針を受けて、社会主義市場経済の構築に向けての具体的な取り組みが始まった。具体的には、下記の国内制度改革が行われた。まず、財政政策によるマクロ調整メカニズムを構築するために、政府は分税制財政管理体制（分税制による財政管理）の導入と税制改革を行った。分税制とは、税金を「中央収入」、「地方収入」、「共通収入」に区分し、それに応じて、国家税務局と地方税務局を設置し、国税と地方税をそれぞれが徴収する体制のことである。金融面では政府は、金融政策の調整能力を強化するため、中央銀行によるマクロ調整システムを構築すること、政策的金融と商業的金融を分離し、商業銀行を主体に、各種の金融機関が併存する金融組織システムを構築すること、競争的、管理的な金融市場システムを構築することを改革目標に掲げた。企業改革については、現代的な企業制度を確立するため、まず、国営企業の改革を断行した。1980 年代における企業分権や利益譲渡などの改革は従来の所有制度の枠組みの中で行われたため、企業活動に対する行政の介入、企業ガバナンス上の欠陥、国と企業の財産権関係の不明確さなどの問題が解決されないままであった。1992 年の第 14 期共産党大会では、企業が経営権を持ち、国が所有権を持つように企業の所有権と経営権を分離させる方針が打ち出された。1994 年には、中国初の会社法（公司法）が施行され、企業は「国有国营」から「国有民営」へと転換すると規定されたため、この頃から従来の国営企業（全民所有制企業）は「国有企業」と呼ばれるようになった。さらに、1995 年には、国有企業に関して、「抓大放小」（大を掴み、小を放つ＝大企業を改革、小企業を自由化）政策が打ち出され、大企業を政府管轄の会社化し、小企業は改組、提携、リース、株式化、売却などで民営化するなど、国有企業の再編が進められた。1997 年共産党第 15 期大会では、国有独資（政府単独資本企業）、集団所有制（農村部郷鎮企業、都市部集団企業）、公的持株会社・有限会社（国・集団持株会社）、株式合作（従業員持株会社）、混合所有（国と集団所有企業、国と外資企業の共同経

営会社) など、公有制の多様な形態が容認された。中でも 1984 年以来試行されてきた株式企業、有限会社を含む会社制は、現代企業制度の目玉として 1990 年代後半に急速に拡大した。また、対外開放の進展につれて、外資企業は中国に多く進出し、独資、合資、合作の経営形態で中国事業を展開している。このようにして、1990 年代末には国有、集団所有、私有、外資など多様な所有制形態が形成された⁴。

一方、この時期における対外開放も大きな成果を収めた。天安門事件をきっかけに先進国による対中国経済制裁が 1990 年半ば以降から徐々に解除された結果、1990 年代末まで、廉価かつ豊富な労働力を武器に大量の製造業外資企業を誘致したことによって、中国は工業化を進めると同時に、グローバル社会の中で産業再編の足場を固めつつあった。大型家電製品のカラーテレビ、冷蔵庫、洗濯機とエアコンなどの分野では、1999 年に中国の生産シェアはすでに世界一であった。1994 年以降、中国は WTO (世界貿易機構) の前身であるガット (関税および貿易に関する一般協定) への加盟に本格的に乗り出したが、社会主義経済の国にどこまで資格があるか延々とした議論を余儀なくされた。しかし 2001 年 11 月、念願の WTO 加盟が承認された。WTO 加盟によって、手続の不透明性や、契約・交渉の突然の変更や破棄、一方的な数量制限など、市場経済には不適合な国内の諸制度などの大幅な改善が行われ、そのうえ大幅な関税の引下げなども進み、経済の活性化が実施された (天見, 2013)。2001 年の WTO 加盟後、外国投資に対する法律や規制が大幅に変更されたことで、1990 年代後半から減少傾向にあった対中直接投資が、2000 年以降に製造業を中心に再び拡大してきた。UNCTAD が公表した「2004 年世界投資報告」によると、2003 年に中国は初めてアメリカを超え、世界最大の外国直接投資の受入国になった。新規投資の継続成長によって、外資企業数も 2000 年の約 203,000 社から 2007 年の約 286,000 社と 4 割増となっている。製造業を中心とした外資企業の進出によって中国の国際貿易も大幅に拡大し、2000 年代の中国経済成長の牽引役となっている。2002 年以降中国の輸出入は年平均で約 20% 成長し世界一の貿易国となり、輸出額は 2000 年代を通じて

⁴ ここでの記述は、藤 (2016)、176~179 頁の説明を引用したものである。

GDP の 2 割以上を占めている。1990 年代に輸出全体に占める割合が 20% にしか過ぎなかった機械製品が大幅に増加した。それに次いで、繊維・アパレル、靴、家具、玩具などが重要な輸出製品であった。もっとも、2000 年～2009 年の輸出額の内訳からも分かるように、香港企業を含む外資企業が常に 5 割以上を占め、外資企業の輸出の大半が依然として加工貿易であった。また、2000 年代半ば以降の輸出の急増がこれら外資企業の輸出急増によって支えられてきたことは明らかである。特に IT 関連、電子電器関連産業でその傾向は顕著で、グローバル家電市場で洗濯機と冷蔵庫のおよそ半分、エアコンのおよそ 8 割が中国で生産されている。このように、「世界の工場」となった中国は、賃金が大幅に上がった今日でも、依然として「世界の工場」の地位に留まっているといえる⁵。

そして、何とんでも、中国を世界第 2 位の経済力を有する国に押し上げたこと自体が改革開放の最大の成果であるといえよう。経済成長の現実はその最高指導者たちの予測をもはるかに超えていた。2001 年春の全人代で國務院総理の朱鎔基は、2010 年に GDP を 2000 年 (1 兆ドル) 比で倍増させると宣言した。また 2002 年の第 16 回党大会の「政治報告」では、2020 年に 2000 年の 4 倍にすると意欲を示した。2020 年には日本の経済規模にかなり近づくという目標であったが、現実はどうした予想さえ大幅に上回った。とくにアメリカ、EU、日本をはじめ、周辺各国にとっての貿易相手国第 1 位や第 2 位がことごとく中国となっていることは、そのパフォーマンスの大きさの証左といえる。また、長期に及ぶ貿易黒字は中国の外貨準備高を急速に増大させた。1960 年代以来、世界第 2 位の経済大国の座を保持し続けていた日本を、2006 年に外貨準備高で 1 兆ドルを超えて抜き去り、2010 年には GDP で 5 兆 8000 億ドルを超え、日本を抜いて世界第 2 位の経済大国となった。その後規模としての経済力では中国は日本との差を広げていく一方で、2015 年には GDP が 11 兆ドルを超え、アメリカとの差を大幅に縮小させている。また並行して海外進出も目立つようになり、インターネット関連産業、運輸・輸送産業などが「走出去」(外へ出ていく)の先鋒隊として海外市場に参入している(天児, 2013)。

⁵ 前掲、岩崎・黄, 2015, 14～15 頁の内容を引用。

このように、中国経済は改革開放以後すさまじい勢いで成長し、また大胆に変化してきた。しかし、今や大きな曲がり角に立っているように見える。経済発展とともに社会の構造も大きく変わり、人々の意識もすっかり変わってきた。10%を越すような高度成長の時代は終わり、6~7% 台の中程度成長時代へ、いわば、経済発展が「新常态」に入り、発展構造が大きく変化した。中国政府は今、成長速度より質を重視する方針に転換し、構造改革によって金融リスクの防止、貧困・環境対策に努める目標を掲げている。世界経済に大きな影響力を持つ国として経済の質を高める構造改革を本気で推進しようとしている。

2 過去 40 年間の数字的变化から見た中国経済の達成

本節では、改革開放の方針が導入されてから今日にかけて中国経済は、どのように変貌したかという点を中心に数字上の変化に基づいて改めて確認する（〔表 1〕を参照）⁶。

一国の経済力を表す場合、しばしば GDP（国内総生産）という指標が使われる。つまり、これは一国内で通常、一年の間に新しく生産された商品やサービスの付加価値の総計である。まず、GDP の変化から中国経済の躍進を確認しよう。1978 年から 2016 年にかけて中国の GDP 規模は 3,678.7 億元（約 2,299.18 億ドル、当時の元・ドルレート）から 74 兆 4,127.2 億元（約 11 兆 2321 億ドル）へ増加した。その増加倍数は何と 202.3 倍である。その結果、中国の経済規模は現在、アメリカに次ぐ世界 2 番目になった。現在、全世界をみると、GDP 規模が 10 兆ドルの規模を超えた国は米国と中国だけである。また、1978 年の改革開放の開始時点での中国の 1 人当たり GDP は、385 元（当時のレートでは約 201 ドル）という世界最貧国のレベルであったが、2016 年になると、1 人当たり GDP は、53,980 元（約 8,113 米ドル）に達し、1978 年の 140.2 倍の増加である。一人当たり GDP の水準は、「高所得国」の日本のそれと比べて依然として大きなギャップがあるが、

⁶ ここで用いられる数値は、改革開放開始時期の 1978 年時点のものと 2016 年のものに限定するが、改革開放当初、統計数値の不備や不明のものもある。その場合、把握可能な年のデータを使う。

表 1 改革開放期 40 年間における数字の変化からみた中国経済の変貌

	1978 年	2016 年	増加倍数
国内総生産 (億元)	3,678.7	744,127.2	202.3
一人当たり GDP (元)	385.0	53,980.0	140.2
第 1 次産業の割合 (GDP ベース)	27.7%	8.6%	—
第 2 次産業の割合 (GDP ベース)	47.7%	39.8%	—
第 3 次産業の割合 (GDP ベース)	24.6%	51.6%	—
国家財政収入 (億元)	1,175.8	159,552.1	135.7
国家財政支出 (億元)	1,138.4	187,841.1	165.0
外貨準備 (億米ドル)	1.7	30,105	17,709
人口 (億人)	9.62	13.82	1.4
都市人口比率 (%)	17.9%	57.4%	—
平均賃金 (元 / 年間, 1978 年と 2015 年)	615	67,569	109.9
輸出額 (億ドル)	97.5	20,981.5	215.2
輸入額 (億ドル)	108.9	15,874.2	145.8
対内直接投資額 (億ドル, 実行額, 左側の金額は 1979-84 年のもの)	41.0	1,260.0	30.7
工業生産額 (億元)	1,622.0	247,860.0	152.8
粗鋼生産量 (万トン)	3,178	80,382.5	25.3
セメント生産量 (万トン)	6,524	235,918.8	36.2
自動車生産量 (万台)	15	2,811.9	187.5
カラーテレビ生産量 (万台)	0.4	15,769.6	39,424
基本養老保険への加入者数 (万人, 1990 年と 2015 年の数値)	6,166.0	85,833.3	13.9

出所: 『中国統計年鑑』各年版, 『中国経済データハンドブック』2017 年版 (日中経済協会) のデータ, 新聞報道 (一部) に基づいて筆者作成。

今の中国のそれは、すでに「上位中所得国の水準」に到達した⁷。現在の中国の一人当たり GDP 規模は、世界順位では 74 位 (2016 年) という低いランクであるが、1978 年の改革開放開始の当時では、世界最低ランクにあった。そして、GDP ベースの産業構造も興味深い変化がみられた。1978 年の時点では、第一次産業は GDP の 27.7% を占めた。同時に、第 2 次産業は 47.7% という高い割合を見せた。しかし、第 3 次産業は、わずか 24.6% であった。全体的に言えば、当時の中国の産業構造は、工業偏重型の途上国であった。これに対して今の GDP 構成をみると、第 1 次産業は、8.6% まで大きく縮小したのに対して第 3 次産業は、全体の半分以上 (51.6%) に増えた。同時に、第 2 次産業は、39.8% まで縮小した。つまり、40 年間の経済発展の結果、中国の産業構造は、より先進国へ近づいてきたといえる。むろん、産業構造では、第 3 次産業のシェアが 70~80% のレベルに到達したアメリカ、ヨーロッパおよび日本の水準に比べて中国のポスト工業化は、遅れているが、中国の GDP の内実は中進国以上に進んでいる。

そして、政府の財布である国家財政には画期的な変化があった。1978 年時点では、国家財政収入と支出はそれぞれ、1,175.8 億元と 1,138.4 億元の低水準であったのに対して、2016 年時点では、財政収入が 15 兆 9,552.1 億元、財政支出が 18

⁷ 世界銀行の分類によると、「高所得国」は、一人当たり GNI でみた 2013 年の所得水準が 12,746 ドル以上の国・地域と定義している。G7 諸国、ユーロ圏諸国等いわゆる先進国とされる国など 76 개국・地域で構成される。さらに、中東産油諸国など多くの資源国もここに含まれる。新興諸国・地域は、同じく一人当たり GNI でみた 2013 年の所得水準 1,045 ドルを境に、「低所得国」と「中所得国」に分類している。「中所得国」は、さらに、4,125 ドルを境に「上位中所得国」と「下位中所得国」に分類している。「上位中所得国」は、中国、タイ、マレーシア、メキシコ、ブラジルなど、アジア、東欧及び中南米の工業化が相当程度進んだ国・地域を中心に 55 개국・地域で構成。アフリカ地域の石油輸出国の一部もここに含まれている。「下位中所得国」は、アジア諸国の中でも後発の工業諸国や北アフリカ諸国など工業化が遅れている国々を中心に 50 개국・地域で構成されている。さらに、インド、インドネシア、ナイジェリアなどといった大きな人口を抱える資源国や新興工業国がここに含まれる。「低所得国」は、南部アフリカの国々を中心に計 41 개국・地域で構成されている。人口は、「下位中所得国」が最も多く 26 億人、次いで「上位中所得国」が 24 億人である。この 2 つのグループで人口規模 50 億人の「中所得国」を構成している。

兆 7,841.1 億元になり、40 年間の増加倍数は、それぞれ 135.7 倍と 165 倍となった。大きく躍進した財政規模は、中国の国民生活関連分野（教育、医療、年金、インフラ建設など）の改善に貢献しただけでなく、中国の大国としての地位に関わる諸分野——国連平和活動維持、対外援助、国連分担金、「一帯一路」推進など——にも寄与した。また、改革開放当初、日本の財政規模に比べて過小の財政は、中国の技術導入、先進国への産業的キャッチアップに支障を生じたが、現在、中国の財政は、すでに日本の約 3 倍の規模に到達している。そして、これに関連するもう 1 つの指標の外貨準備高も画期的な伸びがみられた。改革開放当初の 1978 年に中国の外貨準備高は、わずか 1.7 億ドルの低水準であった。これは国家の対外支払能力の不備にあたるレベルであった。実は改革開放開始の時期まで、当時の政府指導部は、西側諸国との大型プラント契約を復活させ、外国からの技術導入によって先進国との技術的ギャップを縮小させようとしたが、多額のプラント契約は当時の中国の対外支払能力をはるかに超えていたため、輸入契約の破棄と国際的な賠償問題に発展した。40 年を経た現在、中国は、すでに世界最大の外貨準備高を保有する国になった。2016 年、その金額は 3 兆 105 億ドルに達し、1978 年の数値に比べてその倍数は、17,709 倍である。中国は現在、この潤沢な外貨準備を利用し、国際金融機関の創設や「一帯一路」のような経済グローバル戦略を推進している。

そして、中国の人口動態は、1978 年の 9.62 億人から 2016 年の 13.82 億人へ増加し、約 40 年の間に 4.2 億人が純増した。周知のとおり、改革開放当初、中国政府は、膨大な人口規模が経済成長の妨げになるという認識に基づいて、人口制限政策（一人っ子政策）を 1979 年から正式的に採用し始めた。それ以来、人口増加のペースは徐々に低下してきた。しかし、1990 年代以降、中国は強力な人口抑制策の実施によって出生率が一層減退し、人口変動は従来の多産少死から少産少死への転換過程を辿っていく（李，2002）。この人口動態の変化と関連する重要な指標の 1 つは、都市化率の進展である。1978 年当時、中国における都市人口（都市戸籍の所有者）の比率は、わずか 17.9% であった。つまり、82.1% の国民は、農村地域に居住し、主に農林水産業に従事していた。言い換えれば、当時の中国は、典型的な農業国であった。そして、2015 年の中国の都市化率は、すでに 56.1%

に達し、都市部居住人口は7億7000万人にそれぞれ達した。第12次五カ年計画(2011~2015年)期間中、都市化率は年平均1.23%のペースで、都市部居住人口の増加数は年間2千万人の規模で、それぞれ増加した。都市の規模では中国国内の都市の数は653都市に達し、市街地の人口が100万人を上回る都市は140都市あまりに達した。さらに、2016年の都市人口比率は、57.4%に達した。国民の約6割は、都市住民である。周知のとおり、経済学における「工業化」は、農耕社会から産業社会、即ち農業を主体とする社会から工業主体の社会への転換を意味する。中国は、わずか40年の期間に典型的な農業国から工業国へ脱皮してしまった。また、都市住民1人当たりの年間平均賃金は、1978年の615元という低水準から2016年の67,569元へ大幅に増えた。その増加倍数は約110倍である。これほど高く増加した個人収入は、政府が主導した経済改革を強く支持する条件であろう。

一方、中国の対外経済分野にも驚くほどの変化がみられた。1978年時点での中国の輸出と輸入金額は、それぞれ97.5億ドルと108.9億ドルの低水準にとどまり、当時の世界輸出における順位が32位、世界輸出全体に占める割合が1%未満であった。2016年になると、輸出と輸入の金額は、それぞれ20,981.5億ドルと15,874.2億ドルの高水準へ伸び、世界の貿易大国に躍進した。40年間の増加倍数は、それぞれ215.2倍(輸出)と145.8倍(輸入)になった。現在、中国は多くの国々の最大の貿易相手国になっている。そして、改革开放時期以降、中国への対内直接投資も着実に増えた。前節で述べたように、過去40年間、外資導入は中国经济発展を支える1つの柱であり、その経済成長を支える源泉でもある。外国企業による直接投資は、債務負担がなく、様々な経営資源をセットで導入できるため、中国は改革开放の最初時点から積極的にそれを導入することに努めてきた。1979~84年の外資導入金額は41億ドルであったのに対して2016年単年度の導入金額は、1,260億ドルになり、両者間の倍数は30倍以上である。このように、改革开放期の40年を経て対中直接投資が着実に増加したため、中国は世界有数の外資受入国となった。

そして、一般に途上国の経済発展の成功が、これらの国の製造業を中心とする工業能力の向上によって示される。1978年には改革开放政策が実施され、外資の

積極的な導入で加工貿易が促進され、輸出指向型工業化政策へ移行した。これが契機となり、製造業が成長軌道に乗り、とくに2001年のWTO加盟をきっかけに工業製品の生産と輸出が急増した。製造業の投資とそれに伴う生産拡大は、中国経済の高度成長に大きく貢献した。現在、中国はすでに世界最大の工業国となり、世界一の生産量を誇る工業製品も少なくなく、一部製品では国内生産量が世界生産量の総計を上回るほどである。まず、工業生産額をみると、1978年に全国の工業生産額は1,622億元を実現したのに対して、2016年には247,860億元まで躍進し、その伸びが152.8倍であった。さらに、工業生産分野のうち、代表的な分野を取り上げると、その製造能力の大きさがわかる。まず、ほぼすべての工業製品の基本素材の鉄鋼の生産量は、1978年のわずか3,178万トンから2016年の80,328.5万トンへと大きく伸び、その増加倍数が25.3倍である。しかもその生産量は、世界の半分以上を占める。次に、インフラ建設に不可欠の素材のセメントも同様である。1978年の生産量は6,524万トンであったが、2016年の生産量は235,918.8万トンとなり、前者の36.2倍である。しかもその生産量は全世界のおよそ3分の2を占める。そして、耐久消費財分野はもっと高い増加倍数を示す。自動車とカラーテレビを例にとると、その生産量は、1978年の15万台(自動車)、4,000台(カラーテレビ)から、それぞれ2,811.9万台、15,769.6万台へ、増加倍数がそれぞれ187.5倍、39,424倍となり、驚異的な伸びを示した。

また、社会保障の面にも驚くほどのパフォーマンスを見せる。その1つの例は、基本養老保険の加入率である。かつての中国では、社会保障は都市住民の特権であった。年金、医療保険などは、都市工業部門へ大きく傾き、農村住民を軽視した。1978年当時、全国の基本養老保険への加入者数は、都市住民を中心として6,166万人であった。2016年になると、その加入者数は、85,833.3万人へ拡大した(13.9倍の増加)。未成年者数を除くと、成年の全国民をほぼカバーするようになった。むろん、年金の中身(給付額、サービスの質など)は、先進国のそれに遠く及ばないものの、発展途上段階の人口大国として、その社会保障インフラの構築には驚く人が多いであろう。

3 非数字上の変化から見た過去の 40 年

以上、改革開放期 40 年間ににおける中国経済の達成について一部の数字的な変化によって確認した。本節では、同じ期間における非数字的（制度，ルール）な変化から中国経済の変貌をみる。〔表 2〕に示されるように、1978 年当時の状況に比べて現在の中国経済に関わる制度，ルールはすでに大きく変わった。

まず、マクロ経済のありかたは、大きく変わった。1978 年当時、改革開放が方針として決められたが、マクロ経済運営方式は依然として国家指令型のものであ

表 2 改革開放期 40 年間ににおける非数字（制度，ルール）の変化からみた中国経済の変貌

	1978 年	2016 年	現状・問題点
経済運営の在り方	国家指令型	混合経済・自立型	「5 ヶ年計画」は強制的なものから誘導的なものへ
商品価格の決定	計画的統制価格	競争的市場価格	生産要素市場における政府規制の残存
財政体制	高度の中央集権型	中央と地方の二極分権型	1994 年に分税制開始
土地制度	高度な公有制	公有制のままでの商品化	地方政府による独占的供給
対外貿易体制	高度な国家独占	自立型へ	加工貿易と外資によるけん引
為替制度	政府による外貨の統一管理	管理変動相場制	通貨の国際化の追求と自由化の回避
農業生産制度	集団農業は主流	農家生産請負制と産業化	土地は公有制（集団所有）のまま
金融体制	モノバンク体制	市場経済に近い金融インフラ	「独立性なき金融システム」
企業制度	国営・集団企業主導	混合制（国有，民営，外資）	国有企業による独占領域の存在
労働制度	統包統配	限度ある自由雇用，自由市場	国有経済の統制の残存

出所：中兼（2014）に基づいて筆者作成。

た。つまり、経済発展目標は政府が「5 ヶ年計画」の形で定めるうえで、経済発展にかかわる諸資源（資金、労働、技術など）が国家の「5 ヶ年計画」に規定されたとおりに配分され、政府各管轄部門がこれを管理する役割を果たした。言い換えれば、「5 ヶ年計画」は、計画経済のシンボルであって、中国のマクロ経済政策の根拠でもある。ミクロ経済主役の国営企業は政府の指令に従ってその経営・生産活動を行い、個人や民間の経済主体が経済活動から排除されていた。これに対して 2016 年現在、市場経済体制に近い「混合経済・自立型」の運営方式が確立されている。そのシンボリックなものは「5 ヶ年計画」の変質である。既述したように、改革開放期まで「5 ヶ年計画」はマクロ経済の運営、管理にとって絶対的に服従しなければならないものであったが、現在それは、マクロ経済発展に関する「目標」になった。民間資本と個人は、これに絶対的に服従する必要がなくなった（少数の国有企業が依然としてこれに縛られる）。一言でいえば、「5 ヶ年計画」はすでに形骸化してしまった。この意味で、中国の 5 ヶ年計画は、長い政治混乱が終息し、ようやく機能し始めたとき、拠って立つ計画経済の基盤を失い、非計画化を余儀なくされるという、歴史的に薄幸な運命をたどったのである。

そして、計画経済と市場経済を峻別する核心的なものは、いうまでもなく商品価格の決め方である。1978 年当時の中国における商品価格の決め方は計画的統制価格であった。これを端的に示すものは工業製品である。当時、もっとも重視された重工業品（鉄鋼、石油、機械など）は、「統配物資」（統一配分商品）として、すべて政府管轄部門（物資総局）が計画価格を決定し、その価格水準をあまり動かさなかった（中兼、2014、90 頁）。一方、1978 年の時点では、農産物の価格の決め方に関して一部の地方（安徽省、四川省など）政府の独断で若干変えたが、重要な農産物（食糧、綿花、油料作物など）は、全国の統一制度として、統一購入、統一販売（統購統銷）制度が敷かれ、国家が需要独占者として厳格にその価格をコントロールしていた。そして、2017 年現在、商品価格の決め方は、「競争的市場価格」になってしまった。大部分の工業製品の価格には政府が介入せず、これらを生産する企業が市場の需給関係に応じて定価するようになった。農産物の価格についても、ほぼすべての農業商品は市場価格になった。しかし、現在、政府は「価格政策」に依然として強い権限をもっており、深く関わっている。とりわけ、

経済発展に緊密にかかわる要素市場（労働を除く）には、政府が度々強く介入している。金融や土地に関わる価格はその典型分野である。

第3に、財政制度というマクロ経済の重要な分野においても画期的な変化があった。1978年時点では、中国の財政は、「統収・統支」という中央集権体制の下で運営されていた。当時、全ての政府収入は中央政府に帰属し、地方政府の予算も中央政府が掌握するなど、その適否は別にして計画経済時代に相応しく、財政面での中央政府によるマクロ・コントロールはかなり徹底されていた。当時の「統収・統支」制度では、歳入の徴収を担ったのは地方政府であったため、豊かな地方政府は徴収した歳入から中央政府が認めた支出予算額を差し引いた残りを中央政府に「上納」する一方で、財政的に貧しい地方政府は、中央政府が認めた支出予算に対する歳入の不足額を中央政府から交付されるという扱いとなっており、中央政府による管理は絶大であった。一言でいうと、当時の財政制度は、高度の中央集権型であった。これに対して2016年現在の財政制度の最大の変更は、中央と地方に分けることをベースとする「分税制」である。この制度の最大のポイントは税収を中央政府の取り分である国税（関税・奢侈品税、中央政府管轄国有企業法人税等）と地方政府の取り分である地方税（個人所得税、地方政府管轄国有企業法人税等）、および中央政府と地方政府がシェアする共有税に区分し、従来、地方政府の税収であった「増値税（日本の消費税）」を共有税とすること、そして増値税を中央政府と地方政府に分けて収入とするという制度である。また、同時に中央と地方の支出面に関する役割分担が明確化されている。一言でいえば、現在の財政制度は、中央と地方の分権型へ進化してきた。

第4に、もっとも基本的な生産要素の土地に関する政策と制度は、公有制という大前提の下で、過去の40年間に様々な変化が見られた。改革開放開始の年1978年当時、社会主義公有制の下、全ての土地が全人民所有、すなわち国家所有又は農民の集団所有に属するとされていた。社会主義国においては土地の国有化は体制の根幹をなすものであり、中国にとって改革の当初にこれを変えることはできなかった。このような土地制度は、中国での土地利用、建物建設等にもなう資金の調達妨げとなり、特に都市部における経済発展の阻害要因となっていた。そこで、経済活動を円滑にするために国有土地使用制度の改革が行われた（ジェ

トロ, 2008). 2016 年現在, 有償の期限付き土地所有権 (私下土地所有権) の制度ができた。つまり, 土地は, 国有土地及び集団所有地に分けられており, それぞれの土地は国家所有又は農民の集団所有とされている。そして, 所有権者はその土地を自ら使用することが認められ, また法律に従って, 自分以外の単位又は個人に使用させることも認められている (土地管理法第 9 条)。このように, 土地の所有権を前提として, その土地の利用権限を法律上の権利として認めたものが土地所有権といえる。現在, 都市部の土地は国家所有, 農村部の土地は集団所有という二元土地制度を確立している。なお, 国家が所有する都市の土地所有権は, 譲渡・相続・賃貸・抵当権の設定が可能であるが, 農村集団所有の土地は, 食糧安全保障の観点から一定の農地を保全する必要があるとの大義の下に, 所有権の譲渡が禁じられている。しかし, 土地政策が一貫して, 1) 制度的枠組みは中央が策定するが, 実行は地方政府主導で進められること, 2) 経済成長志向であることという 2 つの特徴を有している。

第 5 に, 対外貿易体制についても上記の諸制度の変化と同様に, 大きな制度変更が発生した。1978 年の改革開放時期当初, 対外貿易体制の最大の制度的特徴は, 指令性計画に基づく対外貿易の高度な国家独占である。この国家独占が 3 つの方法——1) 政府は「対外貿易の経営権」を厳しく審査, 管理すること, 2) 強制的な「輸出入代理制」が実行されること, 3) 国営貿易会社による対外貿易の独占——によって保障されていた。したがって, 国家財政は国営貿易会社の損益とのリンク——貿易会社の利益の全額上納と損失の財政による補てん——という方法によって対外貿易を厳格にコントロールしていた。また, 国家計画の許す商品の輸入のための外貨が割り当てられる。このような貿易体制は現在, すでに大きく変わった。その最大の制度上の変化は, 国家による貿易独占の消滅である。現行の「対外貿易法」によると, 2004 年以降, 対外貿易権はかつての政府による認可制から登録制へ変更した。原則として, すべての企業は輸出入業務を行うことは可能になった。そして, これまで中国の輸出・外貨獲得において重要な意味をもち, また後の輸出振興策の見直しの中心ともなった加工貿易・輸出増値税還付という制度があった。加工貿易が工業化を牽引し雇用機会を創出するなど大きな役割を果たし, 改革開放期の中国経済にとって欠くことの出来ない成長要因であっ

たが、加工貿易をめぐる環境が一変した現在においては、加工貿易はその歴史的使命を既に終えたといえる。また、輸出増値税還付制度は代表的な輸出振興策の1つであり、その効果もはっきりしているが、これによって輸出産業を発展させると、制度の縮小局面において輸出産業は大きな影響を被ることになるため、それは積極的な制度と評価している。

第6に、改革開放期に入ると、輸出入や外資導入などを象徴とする対外開放に関わる重要な制度は人民元の為替制度である。1978年時点では、外貨準備はきわめて不足していたため、政府は外貨の統一管理(統収統支)政策を採用していた。この政策の下で、外貨収支は統一的に管理され、輸入に必要な外貨は国家計画に基づいて配分された。この時期、西側諸国との関係が好転したことをきっかけに人民元相場は西側諸国の12通貨によるバスケット制は特徴的な為替制度であった。そして、2017年現在の為替制度は「管理変動相場」と呼ばれる仕組みを採用している。人民元の変動を一定の範囲に制限し、相場の急激な変動によって輸出入など経済への悪影響を回避するのが狙いである。具体的には、中国人民銀行(中央銀行)が毎日、取引の目安となる対ドル相場である「基準値」を発表する。銀行はこの基準値の上下2%以内の価格でしか元の売買ができない。そして、現在、中国政府は、2020年を目標に1) 為替レートの自由化、2) 人民元を貿易だけでなく投資等でも自由に取引可能とする、という2つの目標の実現を目指している。

第7に、大きな変化は、農業生産制度にもある。1978年に改革開放の方針が導入された時点で安徽省や四川省などの地方では、初期的な生産請負制(農家を中心とする生産・経営方式)が現れ始めたが、これは上記の特別な地域に限ったものであった。全国大多数の農村地域は依然として集団農業の方式——一郷一社(人民公社)の規模を基本単位とし、末端行政機関であると同時に集団所有制の下に農業生産活動を行うこと、農地の公的所有のこと、国家計画に従うこと、政府による食料の統一買い取り・統一配分(統購統銷)など——であった⁸。改革開放開始後、農村では、各種の農業生産の請負制度が導入されるようになり、人民公社

⁸ 人民公社が正式に廃止された時期は、1984年である。この年に憲法の関係条文から「人民公社」の文字が削除され、政府の統計年鑑にも「人民公社」の代りに「郷」また「鎮」が登場した。

体制の下で実施されてきた統一経営から、紆余曲折を経て、農家の自主的な農業生産が可能な農家請負経営へと移行した。2017 年現在、農業生産制度は、上記の農家生産請負制を継続している。つまり、現在の農村では、農村集団所有の下で農家が土地経営を請け負うという土地請負制度が実施されている。したがって、農村土地請負制度が定着化する中で、土地請負経営に関する農民の権利が徐々に強化され、土地請負経営権の物権化、さらには請負権と経営権を分離させるという方向へと進んできた。

第 8 に、金融制度について、1978 年時点では、中国人民銀行は、改革開放以前は中央銀行と商業銀行の諸機能を一体化した唯一の銀行で（モノバンク）、預金・貸出等の商業銀行業務と国家財政の出納機関としての役割をあわせ担う独占的国家金融機関であった。この時点における中国人民銀行は、銀行としての 3 つの基本機能——金融仲介機能、信用創造機能、決済機能——について、決済機能しか持たず、もっとも重要な信用創造と金融仲介の機能を有しなかった。また、銀行以外の金融である株式と保険は存在しなかった。そして、2017 年現在、「市場経済に近い金融インフラ」（王，2014）はすでに完成している。つまり、中央銀行の中国人民銀行をはじめ、株式制の 5 大商業銀行（旧国有商業銀行）、政策性銀行、地方銀行、外資系銀行などから構成される銀行体系は成立している。同時に、株式制度は、40 年間の改革を経て、現在では改革当初と比べ大きく様変わりした。ただ、株式市場の拡大は、中国経済における直接金融の拡大を意味すると同時に、経済のグローバル化が急速に進む今日において世界金融危機につながる可能性も高くなった。現在、中国政府は、かつて国有資本による独占状態の金融分野を民間資本と外資系資本にも開放した。しかし、金融分野に対する政府の直接的・間接的なコントロールは依然として強い。とりわけ、大型商業銀行、保険会社には大きな株式を掌握しているため、完全な自由競争の金融システムからかなり距離があり、「独立性なき金融システム」（前掲，王，2014）が現状である。

第 9 に、過去 40 年間のもう 1 つの重要な制度変更は、企業制度である。1978 年、国営企業⁹と集団企業だけは、全国企業数の 99% 以上を占めていた。つまり、

⁹ 1993 年に行われた憲法改正により、「国営企業」が「国有企業」へ改称された。

社会主義公有制をもっとも示すものは企業であった。しかし、公有制企業は、独自の経営自主権を持たず、企業経営全般にわたって主管政府部門の指示とコントロールを受けていたため、経営効率や生産性や労働者のインセンティブは低調であった。1978 年末に開催された第 11 期 3 中全会において、企業制度改革の重要性が下記のように強調された。「現在我が国有经济管理体制の大きな欠陥は大きな権限が中央に集中されているので、大胆に権限を下放し、企業にもっと多くの经营管理自主権を与えなければならない」¹⁰。そして、2017 年現在、上記の企業制度は完全に変わった。企業の所有権については、改革開放初期のような公有企業を中心とした企業構造は、完全に崩れてしまい、国民経済を支えるのは民間や外資系企業を含む「非公有企業」である。企業所有制の多様化は、すでに定着している。そして、企業の経営権における体制転換は概ね完了した段階である。とりわけ、1993 年憲法に導入された「現代企業制度」は、計画経済体制時代に混沌してきた企業の所有と経営という「両権」を分離・独立させることと、企業を経済主体として確立することを狙った制度変革である。現在、企業経営に各級レベルも政府が勝手に直接干渉することは、制度上または建前上不可能なことである。一方、一部の産業分野（電力、通信、鉄道、石油化学などの「国家戦略性産業」）において国有企業は依然として圧倒的に強い。勿論、これは政府による政策的コントロールの結果である。

第 10 に、労働制度についての变化も激しい。1978 年当時には依然として計画経済体制のもと、労働者が個々の企業の意思とは無関係に国家の政策に基づいて統一的、計画的に管理されていた。都市労働者の就業対策として「統包統配」が採用されていた。「統包統配」は国家が労働者・職員に対する統一管理・分配をする制度であり、「鉄飯碗」（過剰雇用、解雇がないこと）、「鉄交椅」（企業幹部の終身雇用制）、「鉄工資」（減給がないこと）と結合したものである。それは中国独特の言葉通りの「終身雇用」制度である。この制度では、国有企業は労働局から労働力（賃金労働者）が分配されるが、採用権、解雇権が与えられていなかった。また、従業員の採用選考並び雇用調整の自由も認められていなかった。また、農村

¹⁰ 「中国共产党第 11 期 3 中全会公報」、『人民日報』1978 年 12 月 22 日。

労働力の都市流入が「戸籍」制度などの手段によって固く阻止されていた。そして、2017年現在の雇用制度は下記のように変化してきた。まず、政府による雇用コントロールは、ほぼなくなった。雇用における自由労働市場（求職の自由と採用の自由）は、主流になり、規制（戸籍、資格など）が少数の国有企業に限るようになった。しかし、都市企業による農村労働力の雇用は依然として様々な困難を伴い、半規制を受ける市場に属する。そして、雇用制度に関わる賃金制度について地方政府は現在、「最低賃金制度」を採用している。つまり、賃金の決定権は、完全に企業にあるが、政府は、各地域の所得水準、消費水準、物価水準などを参照にしてその地域（省レベル）の最低賃金を制定することによって労働雇用を間接的にコントロールする。そして、現在の雇用制度における重要なポイントの1つは、「労働契約法」の存在である。現行の労働契約法における要点は、1) 労働者権利の重視、2) 雇用の保障、3) 労働組合機能の強化、などである。同法では勤務10年以上または雇用契約を2回以上更新した労働者に無期限の雇用契約を結ぶ、いわば実質的な終身雇用の権利を労働者にあることを認めた。同法では解雇時の補償金支払に関する基準なども強化され、これまで企業があまり経験しなかった組合主導の賃上げ交渉も保障された。労働契約法の実施に伴って、労働者の権利意識が目覚め、労働環境の改善や賃金の引き上げを要求する労働争議は沿海地域を中心に多発している（苑、2017）。

4 数多くの変わらないもの

以上、過去40年間にわたって中国経済において発生した数字上の変化および非数字的变化についてコンパクトにまとめた。本節では、これまでの40年間における中国経済の変わらないものについて重要なものを取り上げて検討する。

まず、何よりも改革開放期以来の特徴である「明確な目標なき改革」という点は、変わっていない。総じていえば、40年の歳月を経た中国経済は、すでに社会主義計画経済体制と決別し、多くの市場経済要素を導入しているが、「中国経済改革の終点は資本主義市場経済か」と問われると、中国政府からの公式な言明はな

い。実際、改革開放開始から、中国は、「資本主義市場経済を目指す」という目標を一度も明言したことがなかった。広く知られているように、改革開放を主導した鄧小平本人は当初、中国の改革の方法と目標に言及し、「川底の石を触りながら川を渡ろう」（「摸着石頭過河」）という名言を残した。また、鄧小平の有名な「白猫でも黒猫でもネズミを捉まえる猫はいい猫だ」（「ネコ論」）も実利狩り改革の本質を語る証言である。現在の習近平政権は、この実利狩り改革を継続していくと考えられる。

次に、経済発展を保証するまたは規定する政治的枠組みについて、改革当初と現在の状況は大きく変わっていない。つまり、過去 40 年間の中国経済は、奇跡的成長を達成した一方、政治的・体制的なバックボーン——共産党による一党指導と真の国民による政治参加の拒否——に変化がほとんどみられていない。ハンガリーの経済学者コルナイは、市場移行を体制移行と構造変化の 2 段階に区分したうえで、前者の体制移行は以下の 3 つの条件が満たされたときに完成する、という議論を行っている。つまり、1) 共産党が政治的な独占的権力を失うこと；2) 生産手段の大部分が私的所有で、私的セクターが GDP の大部分を担うこと；3) 市場が経済活動の支配的な調整システムであること、という 3 点である。中国では、上記の 2)、3) が進んだ現在でも、1) の条件はいまだに達成されていない。要するに、コルナイの見解とは異なり、共産党政権のもとで資本主義的経済成長が続いてきた（梶谷懐、2016、183 頁）。2017 年現在、中国共産党の根本思想は変わっていない。むしろ権威主義維持へ組織を強化し、言論や批判も締め付けている。また、同年に開催された党大会で執行部は政府、軍、民間、教育などあらゆる組織と場所で共産党がすべての活動を指導する方針を強調した。したがって、中国の上場企業の多くが定款を変更し、共産党が経営判断に深くかかわることを容認した¹¹。このように、政権党としての共産党の地位はますます強まっている。1980 年代末、米国の日系人政治経済学者フランシス・フクヤマが「歴史の終わり」（The end of the history）を提起した時、今日のような中国経済の姿を予想していなかったに違いない。そもそも中国経済の悲観論者のフクヤマは、中国の

¹¹ 『日本経済新聞』2017 年 12 月 26 日の社説による。

将来を下記のように予想した。「歴史終焉論よりも文明の衝突論のほうが未来を予見していた事例として、中国の急成長を挙げる識者もいるが、これも典型的な誤解の1つである。中国が急成長を遂げているのは、あくまで資本主義や自由主義経済を取り入れた結果であり、経済的な共産主義体制そのものの効果ではない。中国が経済的に成長すればするほど、中国共産党は支配の正統性を失っていくのである。中国の国力が増大し、国際的な影響力を増せば増すほど、むしろ中国共産党一党独裁による支配体制は揺らいでいくという、まさに主人と奴隷の弁証法の矛盾の真っ只中に、中国共産党は叩き落されているのである」(F. Francis, 1992)。フクヤマは、当時の中国経済の発展パターンを疑問視したが、過去の40年間における中国経済のパフォーマンスと安定体制の維持という現実、フクヤマに新たな宿題を突き付けたに違いない。

第3に、上記の第1点に関連して、中国経済の改革の終点は見えないが、かつての計画経済体制から市場経済へ近づく、いわゆる移行経済という点も変わっていない。ここでは、移行経済の概念を整理する必要がある。「移行経済」(Transitional economies)とは何か。おそらくその答えは、「どこ・何から、どこ・何へ」から始まるであろう。1996年の世界銀行『World Development Report』は、次の3つの要件を満たす旧計画経済が「移行経済」にあたと規定していた。1) 当該経済が自由化、安定および成長を示すこと；2) 財産権および経済の改革が行われること、3) 体制移行に伴う社会政策改革も行われること。1978年から中国は、政治・経済システムだけでなく国民生活のあらゆる面で大きな制度転換を行ってきた。中国における計画経済から市場経済への体制転換は、現在、なお進行中の状態にある。したがって、現段階における中国の経済システムには、市場経済要素、計画経済要素が混在している。この状態はこれより長期間にわたって存在していくと考えられる。

第4に、改革開放期の当初から現在までの各段階における改革措置の導入は、政府が主導するという点も変わっていない。振り返ってみると、1978年12月に開催された第11期三中全会において、鄧小平のリーダーシップの下、経済建設の重視と改革・開放政策の採用に踏み切るという歴史的決定が行われた。言い換えれば、政権党が過去の自らの理念、方針を覆し、新しい発展方向を目指す、と

いう改革方法は、その後のパターンとなった。確かに、鄧小平以降の各政権は、改革の重要な決断を行い、改革を主導してきた。この点は、東欧旧社会主義の国々の改革と大分異なる。また、中東、北アフリカの政治的・経済的変革とも違う点は明白であろう。この「上から下へ」の改革パターンは、これまで中国の改革を成功させた重要なポイントである。むしろ、政府主導型の中国経済改革に対しては、これまで懐疑論的な認識が多かったが、現在、そのパターンは徐々に認められた。「北京コンセンサス」は、その典型である。北京コンセンサスとは、経済発展を国家の至上課題とし、国家の安定を保ちながら政府が積極的に成長促進策を取ることを指す。言い換えれば、それは、共産党支配による権威主義的な体制の下、政府主導の市場経済化を進めるという手法を指す。おそらく、この経済改革および発展の手法は今後しばらく変わらないであろう。

第5に、生産手段の公有制という大原則の堅持は、改革開放期の当初から現在まで変わっていない。その典型例は、国有企業の存続、土地公有制であろう。まず、国有企業については、既述したように、1978年、国営企業と集団企業だけは、全国企業数の99%以上を占めていた。現在、中国企業数全体に占める国有企業のシェアこそ大きく低下しているが、依然として強い勢いを保っている。とりわけ、21世紀以降、国有企業の経営が改善されると、国有企業が民間企業を買収したり、あるいは国家が民間企業を破産させたり、排除したりするような現象が起きた。それを「国有企業が進出し、民間企業が後退する」という意味で「国進民退」と呼び、中国国内で「改革を逆戻りさせるのではないか」として大きな関心呼んだ。また、世界的視野で見ると、国有企業の存在は依然として大きい。たとえば、『フォーチュン』誌が毎年発表する世界の企業のランキング「グローバル500社」にあげられる企業をみると、国有企業は2011年に61社であったが、2016年には110社が入り、その増加ぶりは際だっている。さらに、2017年末に開催された「中央経済工作会議」では「国有企業をより強く、より優秀に、より大きくする」とした¹²。そして、土地公有制の堅持もこれに類似する。これについて、上記の記述の通りであるため、ここでは繰り返さない。

¹² 『日本経済新聞』2017年12月26日の社説を参照した。

第6に、改革開放当初から現在に至るまでの期間における中国経済は、途上国経済という状況は変わっていない。既述したように、過去40年間に中国のGDP規模は、大きく伸びたが、一人当たりGDPは依然として「発展途上国」の段階にとどまっている。日米欧など先進国の水準になるまでには相当長い歳月を要する。この点は、中国自身もよく認識している。2017年、習近平総書記は第19回党大会報告で「中国の特色ある社会主義は新時代に入り、中国の主な社会的矛盾は人民の日に日に増大する素晴らしい生活への需要と、不均衡で不十分な発展との間にある矛盾へとすでに変化している」と強調すると同時に、「中国社会の主な矛盾の変化が、中国の社会主義の置かれる歴史段階に対するわれわれの判断を変えることはない。われわれが今も、かつ長期間社会主義初級段階にあるという基本的国情に変わりはなく、世界最大の発展途上国であるという中国の国際的地位に変わりはない」と指摘した(人民網, 2017)。この「世界最大の発展途上国」の状況は、今後しばらく継続するであろう。

第7に、「優れないシステムのなかで、うまく行くはずもない経済は、うまく行っている」という中国経済の改革と発展の特徴は、改革当初から現在まで変わっていない。これは、なぜか。これについて、中国経済研究者の加藤弘之の晩年の著作には、独自の仮説が提起されている(加藤, 2013)。つまり、「中国の経済システムは先進資本主義国より優れた経済システムであるようには見えないが、中国の市場経済システムは「劣っている」のに、なぜこれほどうまく機能しているか」。彼は、その答えとして、下記の3点を取り上げた。つまり、第1の理由は、中国が多様性に富む大国であるからである。この多様性は、沿海部と内陸部の間には巨大な格差の存在と、地域間に存在する多様性によって示されている。第2の理由は、変化の驚くべき速さである。第3の理由は、制度が持つある種の「曖昧さ」である。とりわけ、彼は、上記の第3の理由に注目し、「曖昧な制度」の仮説を提起した。この「曖昧な制度」とは、1) 高い不確実性に対処するため、リスクの分散化をはかりつつ、個人の活動の自由度を最大限に高め、その利得を最大化するように設計された中国独自のルール、予想、規範、組織; 2) 曖昧さが高い経済効果をもたらすように設計された中国独自の制度、の2点を帰結している。したがって、加藤は、上記の仮説を「中国型資本主義」としてまとめた。その内

実は、下記の 4 点を含む。つまり、1) 様々なレベルで自由市場資本主義を上回るような激しい市場競争が存在すること；2) 国有経済のウエイトが高い混合体制が存在すること；3) 独自の中央—地方関係の下で地方政府間で疑似的な市場競争に似た成長競争が観察されること；4) 官僚・党支配層がある種の利益集団を形成していること。このような制度こそ、過去 40 年間の中国経済の高度成長を保障していた、という¹³。

5 中国の直面する今後の課題

上記のように、改革開放方針が導入してから、中国は 30 年間余りの高度経済成長を実現し、現在、その成長率が 6% 台へ低下してきた。今後、先進国になるまでには、中国が多くの課題を解決する必要がある。本節では、これらの課題のうち、中長期的課題の一部を取り上げて論ずる。

まず、中国にとって、中長期的には、現代化を実現し、先進国の仲間入りを果たすために、経済発展と体制移行の過程において待ち受ける「中所得の罍」と「体制移行の罍」を乗り越えなければならない。関志雄氏は、これを「二つの罍」と呼んでいる（関，2015）。関（2015）は、これについて下記のように説明している。「中所得の罍」は、世界銀行が提示した概念である（Gill and Kharas, 2007, World Bank, 2012）。ある国が、1 人当たり所得が世界の中レベルに達した後、発展戦略および発展パターンを転換できなかつたために、新たな成長の原動力を見つることができず、経済が長期にわたって低迷することを指す。「中所得の罍」に陥った国々に共通した特徴として、余剰労働力の解消、産業高度化の停滞、所得格差の拡大、環境問題の深刻化、官僚の腐敗といった、それまで蓄積された成長制約要因が一気に顕在化し、成長率の低下とともに社会が不安定化することが挙げられる。一般的に、低所得国は、労働力を生産性の低い農業から生産性の高い製造業に移すことを通じて、労働集約型製品の輸出を伸ばすだけでなく、国全体の生産性を向上させることもできる。しかし、中所得国になると、農村地域の余

¹³ 加藤（2013）、第 2 章では「曖昧な制度」を詳しく説明しているので、参照されたい。

剰労働力が急速に減少し、特に発展の過程における完全雇用の達成を意味する「ルイス転換点」¹⁴ を過ぎると、労働力不足が成長の制約となり、また、賃金上昇によって労働集約型製品の国際競争力も低下してしまう (Lewis, 1954)。その時、自国のイノベーション能力の向上を通じて生産性を高めることができれば、経済成長は停滞してしまうのである。中国は、30 年余りにわたる改革開放を経て、総じて国民生活が改善され、国際社会における存在感も増している。しかし、ここに来て、成長率は下がってきている上、所得格差の拡大や、環境問題の深刻化、官僚の腐敗などに対する国民の不満が高まっており、社会が不安定化している。一部の研究者の間では、これらは「中所得の罍」の兆候としてとらえられている。一方、中国は現在、「体制移行の罍」をいかに避けるかという課題にも直面している。「体制移行の罍」とは、計画経済から市場経済への移行過程で作り出された国有企業などの既得権益集団が、より一層の変革を阻止し、移行期の「混合型体制」をそのまま定着させようとする結果、経済社会の発展が歪められ、格差の拡大や環境破壊といった問題が深刻化していることである。ロシアや東欧の国々が採った急進的な「ビッグバン・アプローチ」¹⁵ とは対照的に、中国が「川底の石を探りながら川を渡る」といわれる「漸進的改革」を進めてきたことは、既得権益集団の形成に有利な環境を与えている。清華大学研究グループによると、「体

¹⁴ 工業化の過程で、都市部への労働者の移動により、農村における余剰労働力がゼロになる段階をいう。イギリスの経済学者アーサー・ルイスが 1954 年に提唱した。社会の工業化に際しては、農村部の余剰労働力が低賃金で都市部へ移動し、その発展を支える。しかし、農村部の余剰が解消されたあとは、労働力の供給が止まる。ルイスの転換点を超えると、賃金上昇、労働力不足、インフレーションにより経済成長は鈍化する。その後も高い経済成長を遂げるためには産業の高度化、イノベーション (技術革新) による 1 労働者当りの生産量の増大などが必要になる。

¹⁵ ビッグバンと呼ばれた経済改革とは、天文学的インフレと為替暴落とが悪循環的要因として作用する中南米型経済危機に対応して考案された経済改革手法であるが、成功すれば短期間の成果が見込まれる代りに、その間の経済的犠牲が大きいところから、ショック療法とも呼ばれた。ショック療法は、大方の経済改革と同様に徹底的な健全財政と金融引締めを行うが、その最大の特徴は為替レートを含めた価格体系に対する独特な対応にある。

制移行の罫」に陥った中国経済は、様々な「病状」——経済成長の歪め、体制改革の停滞、社会流動性の低さ、治安の悪化、官僚による権力の乱用、など——をすでに示している。（関，2015，92～93 頁）。

次に、中国の持続的経済成長を脅かす 2 番目の中長期的な課題は、人口問題に由来する労働力不足という構造的な問題である。中国の人口は、現時点で 13 億 7,600 万人と世界一の規模を誇っている。しかし、人口増加率は「一人っ子政策」の影響で低下傾向にあり、毎年の人口増加数も年々減少している。これにより中国の出生率は著しく低下し、人口ピラミッドは急激に底が減り、他国と比べて年齢別人口がアンバランスになった。その影響は、将来の中国経済に大きな影響を与えるに違いない。2017 年現在、中国の 0 歳から 14 歳までの幼少年人口の割合は 16.5% にまで低下している。世界平均の 27% と比べると著しい少子化水準である。中国のオフィシャルな統計によると、中国の出生数は 1960 年代の年 2600 万人から現在 1600 万人にまで減ったという¹⁶。その内訳をみると、0～14 歳の人口が総人口に占める割合は、1982 年の 33.6% から 2015 年には 16.5% にまで減少し、子供の人口総数は 3.4 億人から 2.2 億人にまで減少した。30 年間で、子供は 1.2 億人も減ったことになる。少子化が進んでいる一方、中国は高齢者社会をも予想より早く迎えている。現在、中国は世界で高齢者が最も多い国であり、高齢化の進展が最も早い国の 1 つでもある。国連の予測では、21 世紀中期までに中国では 60 歳を超える高齢者が 5 億人に上り、アメリカの全人口を超えるとされている。現在でも中国の 80 歳以上の人口は 2400 万人に上り、高齢者人口の 11% を占めている。統計上では、中国の 60 歳以上の高齢者人口はすでに 14.9% に達しており、2020 年には 19.3%、そして 2050 年には 38.9% にまで増える見通しである。その上、高齢化が進行する過程において、労働力人口は低下する一途をたどる。医療の発達と所得の上昇で平均寿命がのび、高齢者の年金受給年数も増えた。年金支出は政府財政の大きな負担となっており、少子高齢化が進行する中でその負担はさらに大きくなると予想される。つまり、少子高齢化の進展に伴い、経済の働き手である生産年齢人口が減少することは避けられない。これまで中国

¹⁶ 中国国家统计局ホームページ (<http://www.stats.gov.cn/>)。

は、人口増加が安価な労働力の供給を支える「人口ボーナス」¹⁷を享受してきたのであるが、今後はむしろ、少子高齢化がマイナスに作用する「人口オーナス」¹⁸の時代を迎えることになる。それは、これまでの中国経済の強みを減殺する要因であろう。成長率を維持していくためには、付加価値の高い産業を育成し、競争力を強化できるか否かの重要性が増す。それは中国政府も十分に認識しており、相応の対策を進めているところである。問題は、少子高齢化の進展に加えて、社会保障制度などを実態に合わせて改革することが必要になることである。それが

¹⁷ 人口ボーナスは、「人口学的ボーナス」とも呼ばれ、労働力増加率が人口増加率よりも高くなることにより、経済成長が後押しされることをいう。これは、人口動態が経済活動に及ぼす影響のうち、特に人口構成の変化が経済成長にプラスの影響を与える状態であり、具体的には、子どもと高齢者の数に比べて、働く世代（生産年齢人口：15～64歳）の割合が増えていくことによって経済成長が後押しされる状態をいう。一般に人口ボーナス期にある国は、都市化の進展、工業化による所得増、消費活発化による高い経済成長率を実現する潜在能力があり、「若い国」と呼ばれる。また、教育・医療・年金などの社会福祉の負担が少ない一方で、税収が増えて財政負担が軽くなり、インフラ整備や税制優遇に資金を回しやすく、その結果、産業の国際競争力が強くなり、内需も拡大することが多い。日本においては、1960～1980年代に生産年齢人口がピークを迎え、人口ボーナスの影響（メリット）を日本経済が享受できたと言われている。

¹⁸ 人口構成の変化が経済にとってマイナスに作用する状態を指す。オーナスとは、「重荷、負担」という意味。逆に、人口構成の変化がプラスに作用する状態を「人口ボーナス」という。少子高齢化の進む日本では、人口に占める働く人の割合が低下しており、経済政策などを考えていく上で人口オーナスが重要なキーワードになっている。人口オーナスは、従属人口比率を使って説明されることが多い。人口は、労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）とそれ以外の従属人口（14歳以下、65歳以上）とに区分され、生産年齢人口に当たる人々が働いて経済社会を支えると見なすことができる。人口オーナスは、従属人口比率が高まる局面、すなわち働く人よりも支えられる人が多くなる状況である。日本では、高齢者が多くない中で戦後のベビーブーム世代が生産年齢人口に入っていく1950～70年頃が人口ボーナス期に当たり、少子高齢化が顕著になってきた90年頃から人口オーナス期に入ったとされる。人口オーナスによって生じる問題としては、労働力人口の減少や引退世代の増加に伴う貯蓄率の低下により長期的な成長力が低下したり、働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になったりすることなどが指摘されている。

できないと、政権の安定に不可欠の国民の支持は低下することが懸念される。いずれにせよ、中国にとって深刻な状況になる可能性が高い。

第3の課題は、これまでの成長パターンから新しい成長パターンへの転換問題である。改革開放期から現在までの中国経済の成長パターンの特徴を簡単にまとめるとすれば、〔製造業中心、投資主導、外需依存〕という3つのキーワードになる。このような成長パターンは中国経済を高度成長の軌道に導いたのであるが、対外摩擦の増大、過剰流動性、価格の不安定といった問題をも引き起こしている。これらの問題を根本的に解決するためには、外需依存から脱出し、国内消費の増加、すなわち、内需不足という成長のネックを克服しなければならない。これらの課題解決のためには、新しい成長パターンが提起された。これについて、関(2011)は、下記のように説明している。つまり、「経済発展パターンの転換」とは、「需要構造の面における投資と輸出から消費へ」、「産業構造の面における工業からサービス業へ」、そして「生産様式の面における投入量の拡大から生産性の上昇へ」という「三つの転換」を指す。中国は、1970年代末に改革開放に転換してから、多くの構造問題を抱えながらも、年平均10%近い高成長を遂げてきた。経済発展パターンの転換を急ぐようになった背景には、労働力不足や、高齢化社会の到来、海外市場の低迷と貿易摩擦の激化、資源・環境問題の深刻化など、中国が直面している内外環境の変化がある。そこで、中国が目指す一番目の「経済発展パターンの転換」は、需要構造の面において、主として投資、輸出によって牽引される成長から、消費が牽引役に加わった成長へシフトしていくことである。中国が目指す二番目の「経済発展パターンの転換」は、産業構造の面において、主として第2次産業(工業)によって牽引される成長から、第1次産業(農業)、第2次産業、第3次産業(サービス業)の間でよりバランスの取れた成長へシフトしていくことである。三番目の「経済発展パターンの転換」は、生産様式の面において、主として労働力、資本、資源といった「投入の量的拡大」に頼る「粗放型」から、「生産性の上昇」に頼る「集約型」へシフトしていくことである。

4番目の中長期的課題は、やはり政治体制改革である。周知のとおり、中国経済における様々な問題(土地財政、国有企業、所得格差、環境汚染、など)の背後に現行体制に関わるものが少なくない。これらの問題を徹底的に解決するには、

政治体制改革を避けて通れない。先に触れた「体制移行の罫」もこれにも関係する。ところが、2012年の政権交代以降、中国の体制面では、逆行の動きがみられた。この変化について、関志雄氏は、「政左経右」（政治の左傾化と経済の右傾化）と呼んでいる（前掲、関，2015）。「もっとも、程度の差はあるものの、「政左経右」は、中国が1978年に改革開放に転換してから、歴代の指導者が採ってきた基本路線であり、「権威主義体制」の特徴として広くとらえられている。習近平路線は、さらにそれを強化しようとしているに過ぎない。このような権威主義擁護論に対して、新自由主義者を中心とする体制外の学者は、中国が直面している多くの問題を解決するためには、政府の権力を強化するよりも、民主化と法治化が必要であると次のように訴えている。まず、中国が採っている一党統治という政治体制の下では、経済発展を目指すに当たり、公平性よりも効率性が重視されやすい。実際、中国では所得格差が拡大しており、社会の安定を脅かす原因となってきている。所得格差を是正していくためには、弱者の主張も政策に反映されるように、公平・公正な選挙を実施し、彼らにも一票の力を与えるべきである。第二に、長期政権は必ず腐敗する。中国共産党も決して例外ではない。腐敗防止のためにも、選挙によって与党と野党の政権交代が可能である民主的政治システムを確立すべきである。第三に、環境問題が深刻化している。諸外国の経験が示しているように、環境問題の解決には、法整備に加え、市民団体やマスコミによる企業への監督や、裁判所による公平な判決も欠かせない。しかし、一党統治体制の下では、このようなチェック・アンド・バランスが欠如している。最後に、中国では、市場経済化が進み、経済が発展するにつれて、社会の価値観と利益が多様化しており、階級闘争を標榜する従来の共産主義というイデオロギーは求心力を失っている。共産党にとって、公平・公正な選挙という洗礼を受けることは、新たな正当性を得る有効な方法であるという」（関，2015，103～105頁）。無論、政治体制の移行は、決して一朝一夕で完成できることではない。しかし、この移行がない限り、健全な経済段階にも辿り着けられないことも自明であろう。

おわりに 中国はどこへ向かうか

以上、過去 40 年間における中国経済の変化と不変という 2 つの視点から中国の改革開放の成果を概観し、中国が直面する中長期的課題にも言及した。21 世紀前半に中国経済の規模はアメリカのそれを上回り、世界最大の経済大国になる、という認識は世の中に定着している。しかし、巨大化する中国は、どこへ向かって進化していくか。

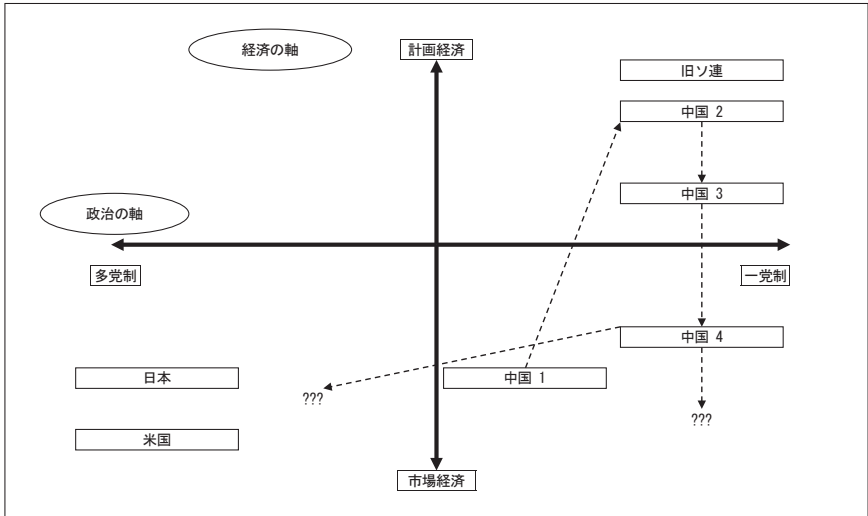
今までの多くの経済理論は、改革期の中国に適応はするが、しかし一概に論じることではできない。市場経済にとっての経済学の「常識」のいくつかは、移行期には通用しないだけでなく、経済行動や現象が従来の理論による予測とは全く異なるケースもしばしばある。例えば、1990 年代の東欧諸国における市場の自由化以降に見られた生産の大幅な落ち込み、そして中国での所有権が規範化されない状態での経済の持続的な成長は、経済理論では事前に全く予想できなかった典型的な事例である。したがって、現代経済学における従来の理論的結論を移行経済に当てはめることは困難か、あるいは不可能である。これは決しておかしなことではない。これまでの近代経済学が、成熟経済と規範的市場での経済問題を研究対象としていたこと、そして、計画経済から市場経済への大規模な制度的移行が史上初めてのことであり、ということが理由である¹⁹。

ここでは筆者は、政治経済学的視点から中国の制度移行と進化の過去と将来を考える。〔図 1〕は、「経済」と「政治」の 2 つの要素に沿って測られた建国後中国の政治・経済システムの移行を示すものである。振り返ってみると、建国以降、中国における最初の制度移行は 1950 年代半ばごろ発生した。冷戦体制期という歴史的・政治的な条件の下で中国は市場経済から急速に「計画経済」へ転換し旧ソ連の発展パターンへ接近した(図における「中国 1」から「中国 2」への移動)。この転換過程には 2 つの注意点がある。

①この転換は、あくまで「市場経済」から「計画経済」へのシフトであった。

¹⁹ 錢穎一 (2002) を参照されたい。

図 1 中国の政治経済制度の変遷



出所) 筆者作成.

政治的な変化からいえば、この転換は、若干の政治多元化を無くし、権威主義開発体制＝共産党一党独裁の正式な確立を意味する動きであった。

②1950年代の制度移行後の中国の政治・経済システムは、旧ソ連の発展パターンと一定の距離があった。周知の通り、旧ソ連では完璧に近い生産手段の公有制と一党独裁を実現したが、中国の場合には、都市部の「集団企業」や農村地域の土地の実質的な個人保有（「自留地」）を象徴とした非計画経済的な要素がずっと残っていった。つまり、同じ社会主義国といっても、図における旧ソ連と中国の位置づけは、完全に重なったわけではなかった。

そして、1978年代に始まった改革開放は、中国の政治・経済システムを再構築させた（「中国2」から「中国3」へ移動）。現段階における中国（「中国4」）は、指令的計画経済と決別し市場経済の象限に入ったが、政治的には依然として一元政治を堅持している。したがって、今後の動きは注目されるが、中期的に予測すれば、一元政治を堅持しながら市場経済をさらに徹底させる、という可能性はきわめて高い。このようになると、現在のシンガポールへ接近するのではないかと

図 2 東アジア地域における制度進化の各段階と各地域の位置付け

	工業化の特徴	制度的アレンジメント	政府/市場の関係	主要経済プレーヤー	代表的な地域・国家
第 1 ステージ	幼稚工業化段階	権威主義体制	政府主導	公的資本・国有資本主導 + 民間資本	ミャンマー 中国 マレーシア
第 2 ステージ	半熟工業化段階	権威主義体制 + 半民主制	政府 + 市場	公有資本の退潮 + 民間資本の躍進	台湾 韓国
第 3 ステージ	成熟工業化段階	民主主義体制	市場主導	民間企業中心	日本
第 X ステージ	ポスト工業化段階	???	市場主導	民間企業主導	

出所) 筆者作成。

いう興味深い現象がある。

要するに、現時点における中国の「社会主義市場経済」は、一見してロジック的に矛盾する言葉であるが、これは中国の政治経済制度の「東アジア化」への移行を示す絶好の根拠だといってよい。「東アジア化」とは、これまで東アジア地域に見られた、経済開発に関わる共通の政治経済制度のことを指す。〔図 2〕はこれを示すものである。ここでいう「制度」とは、上記のような経済開発に関わるすべての「ゲームのルール」であると規定するが、筆者は、本稿の問題関心と関連する 4 点——工業化段階の特徴、制度的アレンジメント、市場と政府の役割、経済開発の主要担い手——を取り上げることによって制度の進化を説明する。これまで東アジア地域の経済開発は、3つの段階に分けて行われ、それぞれの「制度」が存在していた。

第 1 段階は、これまで東アジア地域が経験してきた「未熟型工業化」段階である。権威主義的政権はこの段階に相応しい政治システムである。同時に経済開発における政府の力は市場より主導的である。そして、経済の担い手には、私有資本以外に公有資本もしくは国有資本は常に見られる。

第 2 段階の「半熟型工業化」段階に入ると、権威主義的政権には「準民主主義」的要素が入る。第 1 段階に比べて成長した民間資本は経済開発の舞台に登場するため、それを保護する制度的アレンジメントが必要となる。そして、政府主導型の開発も「市場」に部分的に従わなければならない。また、経済開発における民

間企業力も強まる。

第3段階の「成熟型工業化」段階では、「権威主義開発体制」という制度的アレンジメントを維持するコストが高すぎるため、政治システムは民主主義的な制度アレンジメントへ進化するしかない。同様に、経済開発では「政府の退出」と「市場の全面進駐」が行われ、民間資本が主導権を取る。

そして、上記の3つの段階を経過して次の第X段階は、「ポスト工業化」となるが、制度的アレンジメント以外の部分は第3段階と変わらない。ところが、この段階の制度的アレンジメントは現在のところで不明である。なぜなら、東アジアにおけるごく一部の国（日本）はこの段階にやっと入ろうとするところからである。要するに、実証的な根拠が足りないため、現在、まとめられない。

東アジア諸国は、この制度的進化図のそれぞれの段階にある。言うまでもなく日本は第X段階に入ろうとする唯一の国であるが、前例が存在していないため、日本の「制度的アレンジメント」の転換時間は非常に長くなった。1990年代の長期不況は、この制度的進化に伴う「転換コスト」だと解釈してもよさそう。

そして、今の中国は、「未熟型工業化」段階から「半熟型工業化」段階に入ろうとするところであるが、人口規模、国土の広さ、経済格差などによってこの段階転換はかなりの時間がかかる。しかし、この転換期における中国の制度的アレンジメントは、必ずしも遅れるわけではない。「社会主義市場経済」理念の樹立、憲法による私有制の容認、農村地方と都市社会組織末端の民主選挙の導入などは、制度的アレンジメントの進化を証明するものである。また、経済開発における国有資本比重の減少と民間資本の増加も制度進化の証拠である。長期的に言えば、第3段階までの中国の制度進化には、かなりの時間がかかるであろう（苑，2009）。

最後に、世界に向かう中国の将来について、ダニ・ロドリック仮説を引用して考えてみる（ロドリック，2013）。経済学者でハーバード大学教授のダニ・ロドリックは、世界経済の逃れられぬトリレンマという説を唱えたことがある。それは、1) グローバリゼーション（経済統合の深化）、2) 国民国家（国家主権）、3) 民主主義の政治のうち、どれか2つをとれば、残りの1つは達成できないという仮説であるが、グローバリゼーションと国家主権をとって民主主義をあきらめるのが現段階の中国であり、グローバリゼーションと民主主義をとって国家主権をあ

きらめるのが EU であろう。とすると、アイデンティタリアニズムはグローバルゼーションをあきらめることで、国家主権と民主主義を維持しようとする試みなのかもしれない。今世紀半ばごろ、中国はどの選択肢を再考するであろうか。

【参考資料】

1. 天児慧 (2013) 『中華人民共和国史』新版, 岩波新書
2. 岩崎尚人・黄賀 (2015) 「中国の経済成長と展望」成城大学経済研究所『研究報告』No. 70
3. 江原規由 (2017) 「改革開放 40 周年と習近平体制の総括と展望——新時代に入った中国の特色ある社会主義建設の道——」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資』No. 111
4. 苑志佳 (2009) 『現代中国企業変革の担い手——多様化する企業制度とその焦点』批評社
5. 苑志佳 (2017) 「中国資本主義に関する論考——「複合型資本主義」の様相——」『21 世紀資本主義世界のフロンティア——経済・環境・文化・言語による重層的分析——』(共編), 批評社
6. 苑志佳 (2018) 「改革開放期 40 年にわたる中国経済の変貌——何が変わり, 何が変わらないか——」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』ユーラシア研究所誌, No. 1026
7. 梶谷懐 (2016) 『日本と中国経済: 相互交流と衝突の 100 年』, ちくま新書
8. 王京濱 (2014) 「金融制度——独立性なき金融システムの限界」『中国経済はどうか変わったか』中兼和津次編, 第 9 章, 国際書院
9. 加藤弘之 (2013) 『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』2013 年, NTT 出版
10. 加藤弘之 (2016) 『中国経済学入門』名古屋大学出版会
11. Gill, Indermit and Homi Kharas (2007) *An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth*, Huntington, Samuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, 1991. (邦訳: 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波——20 世紀後半の民主化——』, 三嶺書房, 1995)
12. 銭穎一 (2002) 「現代経済学の中国経済改革への応用」『経済社会体制比較』(中国社会科学院) 2002 年第 2 期

13. ジェトロ (2008) 『知っておこう中国の土地使用权』(ジェトロ報告書)
14. 人民網 (2017) 「「1 つの変化と 2 つの不変」は現代中国の国情に符合する科学的論断」(<http://j.people.com.cn/n3/2017/1027/c94474-9285858.html>)
15. 世界銀行 (1996) 『World Development Report 1996』 World Bank
16. 関志雄 (2011) 「経済発展パターンの転換を目指す中国」経済産業研究所 (<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/111213ssqs.html>)
17. 関志雄 (2015) 「中国経済の現状と課題——「二つの罫」に挑む習近平政権」『経済研究所年報』 No. 28, 成城大学経済研究所誌
18. 曹雲珍 (2017) 「中国の土地制度改革」一般財団法人, 日本不動産研究所
19. 張維迎 (2008) 「中国に繁栄をもたらした市場化改革」独立行政法人経済産業研究所「中国経済新論: 中国の経済改革」(<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/080813kaikaku.html>)
20. 藤鑑 (2016) 「中国の改革開放後における市場移行政策の展開」『岡山大学経済学会雑誌』, 第 48 巻第 2 号
21. 中兼和津次編 (2014) 『中国経済はどうか変わったか』国際書院
22. Francis Fukuyama (1992) *The End of History and the Last Man*. New York Free Press Free Press.
23. 李仲生 (2002) 『中国の人口変動』日本僑報社
24. Lewis, W. Arthur (1954) “Economic Development with Unlimited Supplies of Labor,” *The Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol. 22.
25. Ross Garnaut and Yiping Huang, Edited (2001) *Growth without Miracles: Readings on the Chinese Economy in the Era of Reform*, Oxford University Press.
26. ロドリック, ダニ (2013) 『グローバリゼーション・パラドクス——世界経済の未来を決める三つの道』(柴山桂太・大山良文訳) 白水社
27. 渡邊真理子編 (2013) 『中国の産業はどのように発展してきたか』勁草書房